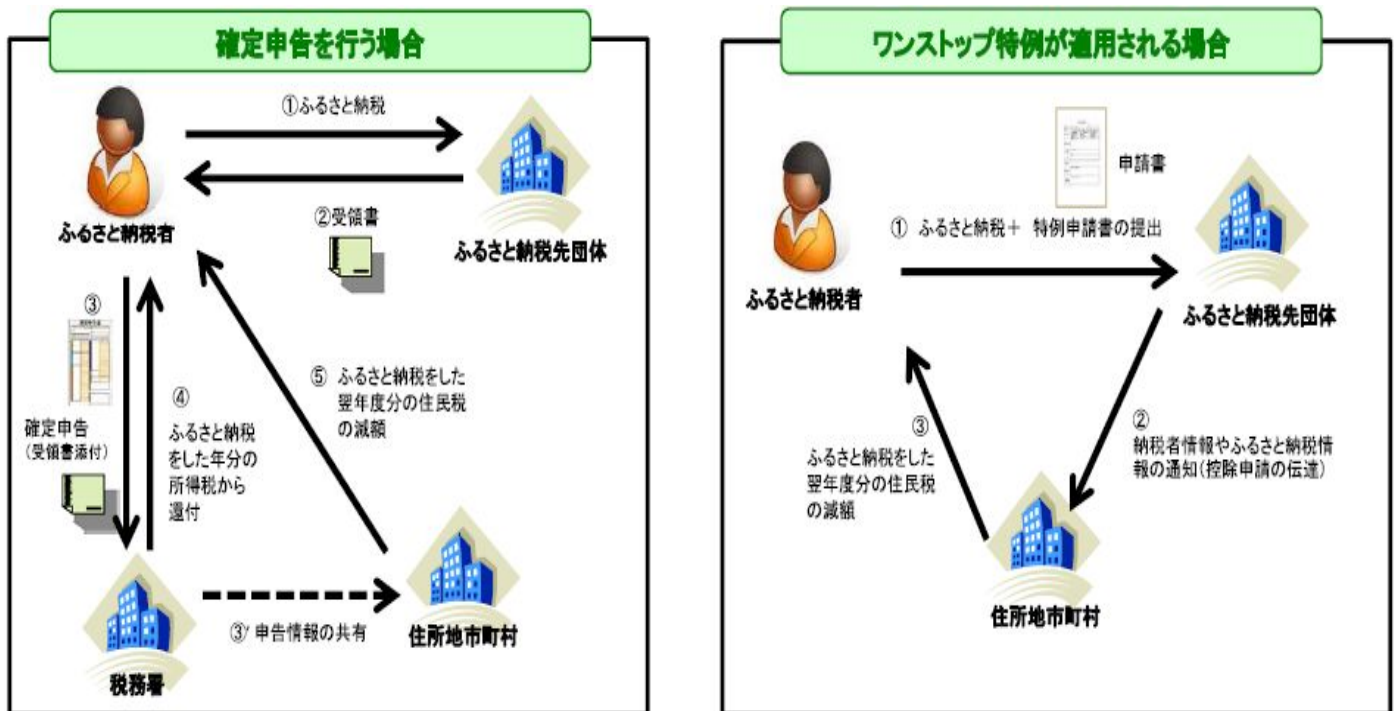
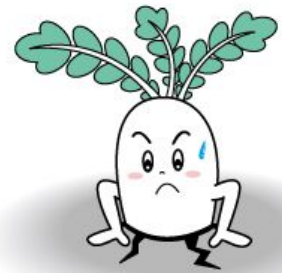


～確定申告・住民税申告が不要の給与所得者・年金所得者の方へ～

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告や住民税申告をする必要がない方がふるさと納税寄附をした（する）場合に、申告手続きを簡素化する特例制度です。

ふるさと納税寄附先（市区町村役場）へ「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請書を提出することにより、確定申告や住民税申告を行った場合と同様の控除が受けられます。



「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象は以下のとおりです。

- ・ 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する寄附者である
ふるさと納税の寄付控除を受ける目的以外で、確定申告が不要であること
- ・ 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する寄附者である
ふるさと納税寄附先が5箇所以内であること

また、申請する際には個人番号（マイナンバー）が必要になります。

※個人番号（マイナンバー）の提供にあたり、本人確認（番号確認と身元確認）が必要になりますので、本人確認書類を申請書とあわせてご提出いただきますようお願いいたします。

詳しくは別紙「個人番号（マイナンバー）の提供における本人確認について」をご覧ください。

お問い合わせ

相生市 企画総務部 企画広報課 企画係

〒678-8585 兵庫県相生市旭1丁目1番3号

TEL.0791-23-7124

<http://www.city.aioi.lg.jp>

kikaku@city.aioi.lg.jp

